

文書問題調査特別委員会議事順序

令和6年11月18日(月)
午後4時15分
大会議室

開 会

1 諸 報 告

2 証人出頭の要求について

3 そ の 他

閉 会

消公協第269号
令和6年10月30日

兵庫県議会事務局長 殿

消費者庁参事官（公益通報・協働担当）
（公印省略）

公益通報者保護法の解釈について

令和6年10月18日付け兵議第1696号にて照会のありました標記の件については、別紙のとおり回答します。

公益通報者保護法に係る質問について

- 1 公益通報者保護法第5条に「第3条各号に定める公益通報をしたことを理由として～不利益な取扱いをしてはならない」と定められているが、大部分が重複した内容の外部通報と内部通報が同時になされている場合、内部通報として通報された不正事案の調査結果が出る前に、外部通報が公益通報者保護法上保護される公益通報にあたらぬとして、懲戒処分を行うことは第5条に抵触する違反と考えるが、誤りは無いか。

(答)

- 公益通報者が、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第3条各号に規定する要件を満たし、同法による保護の対象となるか否かについては、個別の通報の内容や通報先に応じて判断されることになると考えている。

- 2 「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」の第4について、ご教示いただきたい。

1では「部門横断的な公益通報対応業務を行う体制の整備」として、(1)で「内部公益通報受付窓口の設置等」となっており、とらなければならない措置が「内部公益通報」への対応に関する措置に限定されている。

その一方で、2では「公益通報者を保護する体制の整備」として、とらなければならない措置を特に「内部公益通報」への対応に関する措置に限定する文言はない。また、指針の「第2 用語の解説」を見ても、「公益通報者」とは「公益通報をした者」で、その「公益通報」は「処分等の権限を有する行政機関やその他外部への通報が公益通報となる場合も含む」とある。

したがって、1及び3については内部公益通報に限定されているが、2(1)及び(2)は内部公益通報をした場合に限定せずに、処分等の権限を有する行政機関やその他外部への通報が公益通報となる場合も公益通報者を保護する体制の整備が求められていると解釈すべきと考えるが、誤りは無いか。

(答)

- 誤りはないと考える。

3 「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」は法定指針のため、指針に違反する行為は法令違反と考えるが、誤りは無いか。

(答)

- 公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（令和 3 年内閣府告示第 118 号）は、告示であり、法令の一部である。

4 不正な目的でなく、通報内容の一部が通報対象事実に該当し、かつ真実相当性がある場合、公益通報者保護法第 3 条第 3 号に定める公益通報にあたり、保護要件を満たすと考えるが、誤りは無いか。

(答)

- 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、公益通報者保護法第 3 条第 3 号イからへまでのいずれかに該当する場合には、同号の保護要件を満たすことになる。
- 複数の事実を含む一つの通報において、全ての内容に真実相当性があるかは明らかにされていないが、主要な事実については真実と信じるについて相当な理由があった等として通報者が保護された判例が複数ある。

5 暴行・脅迫・傷害などの犯罪行為に当たらない限り、いわゆるパワハラは、労働施策総合推進法違反として通報対象事実（公益通報者保護法第 2 条第 3 項）に含まれることはなく、公職選挙法違反及び地方公務員法違反についても通報対象事実に含まれないと考えるが、誤りは無いか。

(答)

- 誤りはないと考える。

6 通報時点で証拠や情報源を示していなくとも、通報内容が真実と考える根拠があれば、公益通報者保護法第 3 条第 3 号の「信ずるに足りる相当の理由」があると考えるが、誤りは無いか。

(答)

- 公益通報者が公益通報者保護法第 3 条第 3 号に定める「その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対する公益通報」を行う場合の保護要件として、「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由」がある場合がある。この例としては、単なる憶測や伝聞等ではなく、通報内容を裏付ける内部資料等がある場合や関係者による信用性の高い供述がある場合などが考えられ、また、通報時において、通報対象事実と併せてその根拠となるものを示していることが求められているものではないと考えられる。

公益通報者保護法（抜粋）

（解雇の無効）

第三条労働者である公益通報者が次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として前条第一項第一号に定める事業者（当該労働者を自ら使用するものに限る。第九条において同じ。）が行った解雇は、無効とする。

一通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合当該役務提供先等に対する公益通報

二通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合又は通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。次号ホにおいて同じ。）を提出する場合当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関等に対する公益通報

イ公益通報者の氏名又は名称及び住所又は居所

ロ当該通報対象事実の内容

ハ当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

ニ当該通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

三通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、次のいずれかに該当する場合その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対する公益通報

イ前二号に定める公益通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合

ロ第一号に定める公益通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合

ハ第一号に定める公益通報をすれば、役務提供先が、当該公益通報者について知り得た事項を、当該公益通報者を特定させるものであることを知りながら、正当な理由がなくて漏らすと信ずるに足りる相当の理由がある場合

ニ役務提供先から前二号に定める公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合

ホ書面により第一号に定める公益通報をした日から二十日を経過しても、当該通報対象事実について、当該役務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該役務提供先等が正当な理由がなくて調査を行わない場合

ヘ個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人（事業を行う場合におけるものを除く。以下このへにおいて同じ。）の財産に対する損害（回復することができない損害又は著しく多数の個人における多額の損害であつて、通報対象事実を直接

の原因とするものに限る。第六条第二号ロ及び第三号ロにおいて同じ。)が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

(不利益取扱いの禁止)

第五条第三条に規定するもののほか、第二条第一項第一号に定める事業者は、その使用し、又は使用していた公益通報者が第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、降格、減給、退職金の不支給その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 前条に規定するもののほか、第二条第一項第二号に定める事業者は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者である公益通報者が第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、当該公益通報者に係る労働者派遣をする事業者派遣労働者の交代を求めることその他不利益な取扱いをしてはならない。

3 第二条第一項第四号に定める事業者（同号イに掲げる事業者に限る。次条及び第八条第四項において同じ。）は、その職務を行わせ、又は行わせていた公益通報者が次条各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、報酬の減額その他不利益な取扱い（解任を除く。）をしてはならない。

(事業者がとるべき措置)

第十一条事業者は、第三条第一号及び第六条第一号に定める公益通報を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務（次条において「公益通報対応業務」という。）に従事する者（次条において「公益通報対応業務従事者」という。）を定めなければならない。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、公益通報者の保護を図るとともに、公益通報の内容の活用により国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図るため、第三条第一号及び第六条第一号に定める公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならない。

3 常時使用する労働者の数が三百人以下の事業者については、第一項中「定めなければ」とあるのは「定めるように努めなければ」と、前項中「とらなければ」とあるのは「とるように努めなければ」とする。

4 内閣総理大臣は、第一項及び第二項（これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（以下この条において単に「指針」という。）を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

6 内閣総理大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

7 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針

第1 はじめに

この指針は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第11条第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する公益通報対応業務従事者の定め及び同条第2項に規定する事業者内部における公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。

第2 用語の説明

「公益通報」とは、法第2条第1項に定める「公益通報」をいい、処分等の権限を有する行政機関やその他外部への通報が公益通報となる場合も含む。

「公益通報者」とは、法第2条第2項に定める「公益通報者」をいい、公益通報をした者をいう。

「内部公益通報」とは、法第3条第1号及び第6条第1号に定める公益通報をいい、通報窓口への通報が公益通報となる場合だけでなく、上司等への報告が公益通報となる場合も含む。

「事業者」とは、法第2条第1項に定める「事業者」をいい、営利の有無を問わず、一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行を行う法人その他の団体及び事業を行う個人であり、法人格を有しない団体、国・地方公共団体などの公法人も含まれる。

「労働者等」とは、法第2条第1項に定める「労働者」及び「派遣労働者」をいい、その者の同項に定める「役務提供先等」への通報が内部公益通報となり得る者をいう。

「役員」とは、法第2条第1項に定める「役員」をいい、その者の同項に定める「役務提供先等」への通報が内部公益通報となり得る者をいう。

「退職者」とは、労働者等であった者をいい、その者の法第2条第1項に定める「役務提供先等」への通報が内部公益通報となり得る者をいう。

「労働者及び役員等」とは、労働者等及び役員のほか、法第2条第1項に定める「代理人その他の者」をいう。

「通報対象事実」とは、法第2条第3項に定める「通報対象事実」をいう。

「公益通報対応業務」とは、法第11条第1項に定める「公益通報対応業務」をいい、内部公益通報を受け、並びに当該内部公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務をいう。

「従事者」とは、法第11条第1項に定める「公益通報対応業務従事者」をいう。

「内部公益通報対応体制」とは、法第11条第2項に定める、事業者が内部公益通報に応じ、適切に対応するために整備する体制をいう。

「内部公益通報受付窓口」とは、内部公益通報を部門横断的に受け付ける窓口をいう。

「不利益な取扱い」とは、公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対し行う解雇その他不利益な取扱いをいう。

「範囲外共有」とは、公益通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有する行為をいう。

「通報者の探索」とは、公益通報者を特定しようとする行為をいう。

第3 従事者の定め（法第11条第1項関係）

- 1 事業者は、内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して公益通報対応業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者を、従事者として定めなければならない。
- 2 事業者は、従事者を定める際には、書面により指定をするなど、従事者の地位に就くことが従事者となる者自身に明らかとなる方法により定めなければならない。

第4 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（法第11条第2項関係）

- 1 事業者は、部門横断的な公益通報対応業務を行う体制の整備として、次の措置をとらなければならない。
 - (1) 内部公益通報受付窓口の設置等
内部公益通報受付窓口を設置し、当該窓口 to 寄せられる内部公益通報を受け、調査をし、是正に必要な措置をとる部署及び責任者を明確に定める。
 - (2) 組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置
内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に係る公益通報対応業務に関して、組織の長その他幹部に係る事案については、これらの者からの独立性を確保する措置をとる。
 - (3) 公益通報対応業務の実施に関する措置
内部公益通報受付窓口において内部公益通報を受け付け、正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施する。そして、当該調査の結果、通報対象事実に係る法令違反行為が明らかになった場合には、速やかに是正に必要な措置をとる。また、是正に必要な措置をとった後、当該措置が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していない場合には、改めて是正に必要な措置をとる。
 - (4) 公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置
内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関し行われる公益通報対応業務について、事案に係る者を公益通報対応業務に関与させない措置をとる。
- 2 事業者は、公益通報者を保護する体制の整備として、次の措置をとらなければならない。
 - (1) 不利益な取扱いの防止に関する措置
 - イ 事業者の労働者及び役員等が不利益な取扱いを行うことを防ぐための措置をとるとともに、公益通報者が不利益な取扱いを受けていないかを把握する措置をとり、不利益な取扱いを把握した場合には、適切な救済・回復の措置をとる。
 - ロ 不利益な取扱いが行われた場合に、当該行為を行った労働者及び役員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる。
 - (2) 範囲外共有等の防止に関する措置
 - イ 事業者の労働者及び役員等が範囲外共有を行うことを防ぐための措置をとり、範囲外共有が行われた場合には、適切な救済・回復の措置をとる。

- ロ 事業者の労働者及び役員等が、公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、通報者の探索を行うことを防ぐための措置をとる。
- ハ 範囲外共有や通報者の探索が行われた場合に、当該行為を行った労働者及び役員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる。

3 事業者は、内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置として、次の措置をとらなければならない。

- (1) 労働者等及び役員並びに退職者に対する教育・周知に関する措置
 - イ 法及び内部公益通報対応体制について、労働者等及び役員並びに退職者に対して教育・周知を行う。また、従事者に対しては、公益通報者を特定させる事項の取扱いについて、特に十分に教育を行う。
 - ロ 労働者等及び役員並びに退職者から寄せられる、内部公益通報対応体制の仕組みや不利益な取扱いに関する質問・相談に対応する。
- (2) 是正措置等の通知に関する措置
 - 書面により内部公益通報を受けた場合において、当該内部公益通報に係る通報対象事実の中止その他是正に必要な措置をとったときはその旨を、当該内部公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、当該内部公益通報を行った者に対し、速やかに通知する。
- (3) 記録の保管、見直し・改善、運用実績の労働者等及び役員への開示に関する措置
 - イ 内部公益通報への対応に関する記録を作成し、適切な期間保管する。
 - ロ 内部公益通報対応体制の定期的な評価・点検を実施し、必要に応じて内部公益通報対応体制の改善を行う。
 - ハ 内部公益通報受付窓口寄せられた内部公益通報に関する運用実績の概要を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において労働者等及び役員に開示する。
- (4) 内部規程の策定及び運用に関する措置
 - この指針において求められる事項について、内部規程において定め、また、当該規程の定めに従って運用する。

証人尋問時間割（11/25実施分）

（R6. 11. 18委員会協議分）

日時		出頭を求める者	証言を求める事項	取扱い
11月25日 (月)	9:45	10:00	(事務連絡、協議)	非公開
	10:00	11:30	A ・公益通報者保護について ・その他、上記に関連する事項について	非公開 (秘密会)
	11:30	13:00	(昼 休 憩)	
	13:00	13:50	B ・知事選挙に際しての違法行為について ・その他、上記に関連する事項について	非公開 (秘密会)
	14:10	15:00	C ・優勝パレードについて ・公益通報者保護について ・その他、上記に関連する事項について	公開A
	15:30	17:30	兵庫県知事 齋藤 元彦 ・五百旗頭先生ご逝去について ・知事選挙に際しての違法行為について ・選挙投票依頼行脚について ・贈答品について ・政治資金パーティーについて ・優勝パレードについて ・パワーハラスメントについて ・公益通報者保護について ・その他、上記に関連する事項について	公開

(注1) 公開A：インターネット中継なし、傍聴可、報道撮影不可(録音不可)

公開B：インターネット中継あり(証人への配慮あり)、傍聴可、報道撮影不可(録音可)

公開C：インターネット中継あり、傍聴可、報道撮影一部可(録音可)